の地元自治体の長すら誰ひとり「大事故が起きない」など信じてはいないのである。

（以下次号に続く）

日本弁護士連合会が美浜２号炉事故調査報告書を公表

日本弁護士連合会（「日弁連」）は昨年１２月１８日に、「美浜原子力発電所２号機蒸気発生器細管破断事故に関する調査報告書」を公表した。

日弁連では、人権と環境保全の立場から、「現在、稼働中の原子力施設の運転及び原子力施設建設中止を含む根本的な再検討を速やかに行うべきこと」を要求してきていたが、美浜２号機事故の後に、会長声明を発表し、国と関西電力に対して次のことを要請した。

①事故原因の完全究明まで同型炉操業停止

②原子力検査体制の抜本的な見直し

③情報公開の徹底と、その法整備を急ぐ

そして日弁連の公害対策・環境保全委員会は石橋忠雄団長以下２１名の弁護士よりなる調査委員会を組織した。調査委員会は、美浜発電所や三菱重工業、それに通産省や原子力安全委員会に出向いて、現地調査や事情聴取を行い、それらの検討結果を今回の報告書にまとめた。

報告書はその第１部で、美浜２号機事故の経過、原因、今後の対策等を検討し、第２部では原発事故に関する法的な問題点を検討している。そして、その結果をふまえて、以下のような要旨の６項目の提言を行っている。

①国は、原子力安全委員会を諮問委員会から独立行政委員会とする法改正を行うこと。

②国は、基本設計に限定しない設備構造の全般を安全審査の対象とすること。

③国は、情報公開法の制定を急ぎ、それまでは、原発事故時における情報公開のシステムをつくること。

④国は、原発事故調査の第三者機関を法改正を行ってつくること。

⑤国は、防災計画の適用地域を原発立地点に近接する大都市圏を含む広範囲に拡大し、国の責任も明確にすること。

⑥以上のような対策、とりわけ公正な調査がなされていない現状での美浜２号機の運転再開は危険で認めることができない。

会計報告（’93.1/1～1/31）

収入	
会費	１１８、０００
ニュース講読料	２０５、５００
カンパ	２７、０００
コピー代	９、７２０
計	３６０、２２０
支出	
ニュース印刷代	３０、０００
郵送料	１０、４９５
振替手数料	１、６３５
弁護団総括会議援助	２００、０００
２号炉公判支援	３０、０００
ゼロックス・リース料	１０、３００
ゼロックス・コピー料	２３、７１４
計	３０６、１４４
差引	５４、０７６
積立金合計	２、１６５、４４４

伊方訴訟ニュース

第234号
1993年２月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第38回公判

入れ替わり立ち替わりする原告らの追及に矛盾した答弁を連発する石川証人「基本設計」の虚構あきらかに

真冬とは思えない暖かい１月２２日の朝、松山地裁玄関前の傍聴券入手の行列に、今回も、どこか近くで集合してきたらしい四国電力関係の背広組が、一時にどやどやと加わり傍聴席も半数をそれらの人々が占める。

定刻を遅れて入廷した裁判長らは、遅刻の詫びを言ったのち、石川証人に、前回までの宣誓が有効であることを告げる。それを待ちかねるように、原告席の広野さんが立ち「反対尋問に入る前に、裁判長にお話したいことがあります」と。裁判長は「簡単にやって下さいよ」と発言を許可。

広野さんは、あらかじめ用意した文章を読み上げる。内容は、伊方１号炉訴訟で、最高裁が昨年１０月２９日に出した不当判決に対する原告、住民らの怒りと決意を裁判官らに訴えるもの（３頁の別項参照）であった。

何事かと思っていた裁判官や被告の国側代理人たちも、伊方の住民だけでなく、多くの県民や国民の心情を代弁した広野さんの訴えに神妙に聞き入っていた。とくに、広野さんが陳述の最後に、石川証人が本件安全審査の具体的な内容について、「知らない」とか「忘れた」とかを連発していることに触れ、「安全審査に関するすべての資料を保持している被告の国側に立証する責任がある」との最高裁判決の判示に照らしても落第であることを指摘した際には、石川証人も衝撃を受けた様子で、それが同証人が矛盾した答弁を連発する引き金となったのであろう。

広野さんの陳述が終ったあと、昼の休憩を挟んで午後５時半ごろまで、石川証人に対する原告らの反対尋問が展開された。原告側は、近藤さんをトップバッターに、合計７人の原告が入れ替わり立ち替わり石川証人を追及した。尋問項目は、それぞれ違っていたが、いずれも伊方原発周辺住民の切実な疑問や怒りをぶっつけたものであった。そのため、國側代理人の誘導で答えていた主尋問時の石川証人の「メッキ」がはげ、本音もまじった矛盾した答弁の数々が飛び出していた。

次号に石川証人への反対尋問の内容を一問一答の形で報告するが、以下には、尋問の主な項目別に、石川証人の答弁のハイライトの

いくつかを報告しておこう。

「基本設計」とは？

「安全審査では明確な基準はないが、工学をやっている人には分かる。それが分からない人は安全審査委員になれない。」

「基本設計と基本的設計方針とについて、水際立った区別の説明は困難だ。云葉としてはどちらでもいい。」

「基本設計と基本的設計方針とを区別する明確な基準はないが、二つは違う。」

「電力会社から提出される設置許可申請書に書いてないことでも、安全審査会で必要と判断すれば審査する。」

制御棒の損傷について

「制御棒が美浜原発などで磨耗していたことについては知らなかったが、磨耗は当然起こる。しかし、安全審査では制御棒が挿入される時のすきまについて審査するだけだから、損傷の具体的なことや、どれぐらいの耐用年数かは知らない。」

（制御棒の磨耗が予想より早く発生していた、という新聞記事を示された後では）

「制御棒の損傷の有無を目視検査でやるということは本件安全審査でも聞いた。その時に、誰から聞いたのかは忘れたが、制御棒が中性子を吸収して膨張することについても、長い間検討してきたと聞いた。」

「制御棒の損傷の検討は、基本設計ではないが、安全上重要だから審査した。」

原発の危険

「原発の危険を防止する基本は、放射能を外部に出さないことで、放射能を無毒にするというようなことは実行不能だし、安全審査でも議論の対象にならなかった。」

プルトニウムについて

「本件２号炉でプルトニウムがどれぐらいできるか、ということや、その毒性についてはよく知らない。」

被ばくの低減について

「被ばくの低減は、ＡＬＡＰの考え方にそってやっているが、ＡＬＡＰという考え方を打ち出しているのは、たぶん、ＩＣＲＰだと思うが、ＩＣＲＰについては、どういう性格の機関であるかなどについては知らない。」

「本件２号炉からの放射能放出は、『ごく微量』と書かれているが、被ばく量にして、年間５ミリレムか５００ミリレム程度かであり、極めて曖昧な表現である。」

温排水について

「温排水が安全審査の対象かどうかの議論は審査会ではやっていないし、根拠になる文章とか法律についても知らない。」

「温排水は安全審査以外のところで規制されていると思うが、それがどんな基準で、どこでやられているかについては知らない。」

「伊方原発の沖で魚貝類の大量死が何回も起こっていることについては全く知らなかったし、その原因が原発にあるのでは、という疑問が調査した学者や愛媛県当局から出されていることについても知らない。」

「米国でカルバート・クリフト判決が、温排水など環境問題について、他の行政機関で規制していても、原発の審査の際にも審査しなければならない、としたことについては、全く知らなかった。」

事故時の原発従業員の安全について

「事故時に従業員の被ばくがどの程度、といったことを審査していないのは、具体的な内容は知らないが、適切な避難誘導によって被ばくを十分低くできると考えているからである。」

反対尋問の最後に、原告側は「使用済燃料の再処理を行なうことを前提に原発の建設を許可している」という趣旨の国会での政府答弁を証拠として提出し尋問した。それに対して石川証人は、使用済燃料の輸送ルートや再処理について明確な証言をしなかったので、裁判長は審査の対象になっていると受けとめ、國側代理人が反対尋問の後の再尋問で、裁判長の「誤解」を解こうと躍起になって誘導尋問するというハプニングが起こった。このことは、原子炉の基本設計だけを対象にするという国側の「こじつけ」が、いかに常識はずれなものであるかを、裁判長自らが明らかにしたといえよう。

尋問終了後に、次回の予定について弁論が行われ、原告側は「石川証人について、美浜２号炉事故など聞きたいことが沢山残っている」と述べ、裁判官らもそれを認めたが、國側は「約束どおり石川証人への尋問は終ってほしい」と主張。結局、裁判長は「もし、石川証人についてまだ聞きたいことがあれば、原告側証人として申請してもらえれば検討したい」という条件のもとで、次回（５月７日）には、地質・地盤について國側が申請していた垣見証人に対する主尋問を行うことをきめ、閉廷。

広野原告団長の陳述

裁判長、私は原告の広野です。

私は、本日の反対尋問に入る前に、一言申し述べたいことがあります。

それは、昨年１０月２９日の伊方原発１号炉に対しての最高裁の判決についてであります。

私は、この１号炉の許可の取り消しを求めた原告であります。ご承知の通り、先の判決では、私たちの取り消しを求める訴えが棄却されました。しかし、私や他の原告も、この判決には納得しておりません。まったく不当なものであると思っております。

私たち１号炉裁判の原告は、昭和４８年に、この松山地裁に訴えを起こしました。しかし一審では、私たちの訴えの適格は認めたものの、國側の主張をうのみにした不当な判決が出され、原告は、すぐに高松の高裁に控訴しました。しかしここでも、証拠調べの途中で全く突然に審理が打ち切られ、私たちの審理の再開を求める声に耳を貸すこともなく、一方的な判決に至り、國側の言い分のみを取り上げた不当な判決となりました。

私たち原告は、最高裁では必ずや公平で正当な審理がされると確信して、昭和６３年に直ちに上告致しました。ところが、それ以来８年間、審尋事項を記録した書類も一度も作られることなく、いたずらに月日のみが過ぎ去りました。

しかしその間に、ご承知の通り、１９８６年４月に旧ソ連のチェルノブイリ原発で、世界中に放射能が飛び散るという爆発事故が起こりました。更に、一昨年の１９９１年２月には、本件２号炉と同型の関西電力美浜２号炉において、蒸気発生器細管の完全破断、放射能の外部への放出という重大なる事故が発生したのであります。被告が起こることはあり得ないと主張していた事故だったのであります。

私たちは直ちにこの二つの大事故が、伊方１号炉の審査と許可の誤りを証明したと主張する書面を最高裁に提出し、審理の促進を求

めたのであります。しかしながら最高裁は、１０月２９日に、我々原告や代理人にも何らの事前通告もなしに、突然、棄却判決を言い渡したのであります。

我々原告らには、突然の判決でしたが、マスコミ関係者には前日に判決を出すことを知らせており、最高裁が、原告を軽んじていることに強い怒りを持っております。

何よりも今回の最高裁の判決は、極めて不当なものであります。それは、棄却とした理由の根拠が、いずれも國側の言い分のみを取りあげ、我々原告の主張、指摘については、納得のいく理由や根拠のないままに、無視したり、退けているからです。

また、一審判決の１年後に起きた米国スリーマイル島原発２号炉の核燃料の溶融という大事故が起きたことについても、何の理由も示さずに原告の主張を認めないとしております。

今回の最高裁判決の中で何よりも納得できないことは、裁判官が「行政の判断以上の判断を下すことは無理なので、安全性に関する判断は『専門家』にまかせて、行政庁の判断に不合理があったかどうかを判断すれば良い」としたことであります。当裁判所においても、また私たち原告も知っておりますが、これまでの公害裁判や薬害の裁判などにおいては、これに当った裁判官は決して「裁判官に判断する力も能力もない」と言ったことはありません。

莫大な資料や証拠調べを何年にも亘って行い、裁判官自身が、その科学的内容について理解するよう努力と裁判を重ね、その結果、裁判官の責任において判断を行い判決を出しているのであります。

このようにこれまでの裁判の事実に照らす限り、ただ「原子力」と名前が冠せられただけで、裁判官が「安全性判断については能力も資格もなく、専門家に判断をゆだねなければならない」などという言い分は、到底国民や原告を納得させることはできないものであります。

私たち原告の考えは、決して私たちだけが抱いたものではありません。私は、ここに最高裁判決の出た後に、各新聞で書かれている社説や論説を持ってきておりますが、そのいずれの主張の中にでも、私と同じ趣旨の疑問や批判が書かれているのであります。

例えば、１０月３０日付けの愛媛新聞のコラムであります「地軸」の中においては、「唐突な判決で、プルトニウムの海上輸送をめぐって世界各国から反対の声が上がっている。日本政府は安全宣言を出したいはずだ、とカンぐられても仕方のない面もある」と指摘してあります。更に、「チェルノブイリの問題も判決にまったく言及されていない」と指摘。　続いて「最高裁は、原発周辺の住民側の不安に果たして誠実に応えているだろうか。安全審査の対象は基本設計だけだから問題ない、とか。まことにシャクシジョウギの典型的論理ではある」。「原発の安全性はあくまでも総合的な問題なのだ。設計基準だけでなく、工作、施工、運用の各基準によって最終的には人間管理まで万全を期さなければならないものだ。廃棄物や温排水などは『対象外』と言うのは、やはり逃げ口上である。マトモに対応しているとは思えない」と断言し、判決を批判しているのであります。

この一例でも明らかな通り、我々原告の最高裁判決に対する疑問と批判は、決して原告のみのものではないのです。愛媛県民、そして国民の多くが、今回の最高裁判決、とりわけ、安全問題に立ち入らないままの審理に疑問を投げかけているのです。

私たち２号炉の原告は、本件２号炉の審理においては、この県民、国民の声に裁判官の皆さんが耳を傾け、不当な最高裁判決に影響されることなく、あくまで、本件裁判の審理の中における被告と原告双方の主張、そして今後の証拠調べの中で明かになる事実に基づいて、公正なる審理、判断を行われるよう、原告として強く意見を述べるものであります。

今後も徹底した審理を続けていただくよう重ねて裁判官の皆さんに要望いたします。

また、最高裁の審理そのものは全く納得できないものではありますが、一方で最高裁は「審査の不合理性」を判断するための見解については、つぎのような判断を示しております。

それは、「原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的基準ならびに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点がないことを相当の根拠、資料に基づき主張立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるというべきである」というものです。

即ち、本件審査においても、本件安全審査に用いられた具体的基準はなんであり、調査審議がどのようになされたか、それらは、審査会の中でどのように審議されたか、どのような客観的な資料をもとにしたかーなどが、被告側から明瞭に具体的に明らかにされなければならないということです。

しかし、ご承知の通り、２回の反対尋問の中でも明らかになった通り、被告が本件安全審査についての証人として出廷させた石川迪夫証人は、そのほとんどについて「知らない」、「昔のことでおぼえていない」を連発するだけで、どのように具体的な審査がなされたかについては証言すらできないありさまです。

この点について、当裁判所におかれては強く留意していただきたいと思います。

原告準備書面

大事故は必らず起こる
ー原子力災害から住民を守る審査を行わず
これを正当とした本件許可処分の違法性ー

（１９９２年２月１３日提出）
（その４）

はじめに

（一）世界有数の我が国の人口密度を更に上回る伊方町に広島原爆の５００倍の放射能を抱える原子炉設置を許可したことは暴挙以外の何物でもない。

（二）万一の事故に際して、防災、避難計画等について、全く審査せず、それを正当として成された許可処分についての原告の指摘と主張。

（三）防災対策などは審査の対象ではないとして、災害対策基本法で別途措置されることになっていると主張する被告

（四）原子力災害と台風や地震の自然災害を同列にしている災害対策基本法および施行令

（五）被告は、放射能災害を法で「災害」と

認めているのに、放射能災害に対応する実効ある防災対策が策定されないことを知りながら、本件２号炉許可処分を行った。

（六）被告が自然災害と原子力災害の違いを認め、初めて原子力防災対策を策定したのは本件許可処分より３年２ヵ月後であった

（七）本件許可処分が成された時には、立地町の伊方町にすら、原子力防災計画は影も形もなかった。

（八）原子力の防災計画の整備を図り、万一の場合に備えて普段から準備が必要である－と、明記した原子力安全委員会報告書

（以上は前号までに記載ずみ）

（九）電力会社が歯牙にもかけない「－報告書」－美浜町が美浜原発事故を知らされたのは、異常事態発生から２時間４分後だった－

（前号に続く）

即ち、同報告の「二－三　施設内の防災対策及び異常事態の把握」の章において「－周辺防災対策の適切な実施のためには、以下に述べる防災対策上の異常事態に関する情報を施設側から関係機関へ迅速かつ性格に提供することは、施設側の極めて重大な責務である。」として、また「（２）異常事態の把握の手段」の項でも「原子力発電所等において放射性物質の大量の放出にいたるかまたはそのおそれのある場合には、災害応急対策の準備及びその異常事態の拡大の防止という面から、事態の状況把握が重要となる。このため原子力発電所等の施設側からの状況報告が迅速かつ性格に国の関係機関、地元都道府県及びじもと市町村に行わなければならない－」としている。

全く当たり前のことである。しかし「作文」は誰にでも書ける。これが「実効性」を持つかどうかは「迅速かつ正確」のより具体的な基準を定めることであり、その基準と定めに「違反」するとどうなるのか－という具体的な裏付けが必要である。しかし、右に示した文章は単に報告にすぎず、総ての中身は、立地市町村への「提言」にすぎない。従って現実には何の実効力も、施設者に対しての拘束力も持っていないものなのである。

従って、その結果は自ら明かである。本件２号炉設置者を始めとし、全国の原発設置施設者である電力会社は、事故時の情報について「迅速かつ正確な状況報告の提供」など、みじんも気にかけてはいない。

昨年２月９日の関西電力美浜２号炉事故の関西電力の対応は、被告が事故経過概要の最初の時刻として示している同日午後０時４０分の蒸気発生器ブロー・ダウン水モニターの記録の上昇を運転員が発見した時間を基点とした場合でも、「災害時緊急技術助言組織」を設置することになっているはずの国に第１報が届いたのは、同時刻から１時間３０分後の同２時１０分である。即ち、放射能災害への具体的助言をすることになっている機関への第１報が届く３０分前にすでに通常時の２．５倍、同２５分前には１２倍もの放射能の外部への流出が始まり、この時点で細管は完全破断したとされている。第１報の９分後には破断事故が発生した側の主蒸気逃し弁も開いて、放射性ガスが直接外部へ放出している。

そして事故時に災害対策本部を設置することになっているはずの福井県には、２時１９分、つまり事故発生が確認できたはずの時刻から１時間３９分後に第１報が届いている。先に示した通り、この時刻に破断側主蒸気逃し弁から大量の放射性ガスが噴き出している。

更に最も肝腎の原発立地町、即ち、何はさておき一番初めに事故から身体を守る必要がある地元住民に対する行政責任機関であり、町対策本部になるべき同町に第１報が届いたのは、２時４４分、即ち、先の事故検知が可能な時刻から、実に２時間４分をすぎていた時刻だった。

原告及び被告の双方の証拠で明らかな通り、この時刻、即ち２時４０分から５０分ごろにかけては、原子炉内上部で冷却水の冷却が不能となり、沸騰が発生していた時である。そして、美浜町に隣接し人口５万人を抱える敦賀市には、同日中は関電からは勿論のこと、県からも何の連絡もなく、やっと通報が届いたのは翌日の午前１０時、先の時刻から実に２１時間２０分も過ぎてからであり、市長すら、翌朝の新聞を読んで初めて知った－という有様である（通報時刻については甲３２号証の３、９１年２月１１日付け朝日新聞。敦賀市については甲３４号証の６、９２年２月７日付け朝日新聞）。被告らが「一次冷却水冷却完了」とした同日午前６時から、４時間が過ぎていた。

（十）今度、こんな事故起こしたら若狭から出ていけ。

－関電の事故隠し、通報遅れに国民の怒りが爆発。全国の原発立地市町村が原子力災害特別措置法の制定を被告に要求－

この関電の通報遅れ、行政・自治体軽視の対応に、立地町、周辺市町村、県は強く反発批判し、立地町の美浜町は住民の避難訓練実施の必要性を認め（甲３４号証の７）、同町に隣接する七つの市町村の市長、村長らは、事故後、関電に強く抗議し「安全だという証明が信用できなくなった」、「今度こんな事故を起こしたら若狭から出ていってもらいたい」と口々に怒りを関電にぶっつけ、８月２８日には、関電及び日本原子力発電、核燃料開発事業団の三者と事故時の連絡及び区域内の核燃料輸送、環境放射能の調査報告を義務づける協定（隣接自治体）、及び事故時の連絡（隣々接自治体）を義務づける協定を締結した（甲３４号証の８、同９）。

また、同年３月１日には、全国原子力発電所在市町村協議会、即ち、本件２号炉立地町の伊方町も含む全国２８市町村の市町村長が①美浜事故の原因の徹底究明と定期検査の見直し②異常が起きた時はすぐに原子炉を停止する③事故発生後は地元自治体だけでなく周辺市町村にも事故内容を通報できる体制を整える－とした上で、原子力災害特別措置法の制定を国に求めた。

同協議会の高木会長（敦賀市長）は、この際、「経済優先ではなく、安全最優先で取り組め」と関電の姿勢に不信をぶっ付けている（甲３４号証の１０）。同県の７市長会でも、関電に緊急時連絡体制の再考と、国に原発の安全確保を要望している（甲３４号証の１１）。

そして、昨年１２月１８日、福井県の隣接県になる京都府も、関電に異常時の通報などについて連絡を義務づける安全協定の締結の合意を発表した（甲３４号証の１２）。更に、隣々接県になる奈良県においても、県地域防災計画を原発事故を想定した防災計画に見直す方針を明らかにしている（甲３４号証の１３）。

被告が、この期に及んでも、本件訴訟において「事故は起きないようにしているから起きない」と、いくら言い張っても、原発推進